

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

平成28年6月1日

西条市長 青野 勝

- 1 業務名 西条市モニター広告設置事業
- 2 事業内容 仕様書のとおり
- 3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 企画情報部 行政改革推進課
電話 0897-52-1258 (直通)
- 4 特定した日 平成28年5月30日
- 5 被特定者 氏名 長田広告株式会社
代表者 代表取締役 長田 幸安
住所 愛知県津島市東柳原町五丁目5番地1
- 6 被特定者が提案した参考広告料金額
920,160円(年額・税込)

7 審査結果

名 称	評価点 (900点満点)
長田広告株式会社	679

西条市モニター広告設置事業仕様書

1 目的

西条市役所本庁舎の待合スペース等にモニターを設置し、広告及び市政情報を放映することで、民間企業の事業活動の促進と行政情報の発信を行い、併せて自主財源の確保を図ることを目的とする。

2 業務内容

事業者が広告モニターを設置するとともに、民間企業等の広告主を募集し、市政情報等と併せて番組を作成し、放映する。

3 事業期間

契約締結日から5年間

ただし、市または提案者から期間満了日の3か月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年毎に自動更新するものとする。

4 モニターの設置場所

西条市明屋敷164番 西条市役所本庁舎1階（別添図面のとおり。）

5 モニターの仕様等

(1) モニターの台数等は次の表のとおりとする。

設置場所	サイズ	台数	設置方法	掲載内容
市民課待合スペース ※図面①参照	52インチ程度	1	天井吊り	※1
総合案内横 ※図面②参照	52インチ程度	2	据え置き スタンド等を用いて 縦列に2台設置	※2

※1 行政情報及び広告を放映

※2 1台は行政情報及び広告を放映し、その他1台は行事案内を表示

(2) モニターの仕様等は次のとおりとする。

- ① モニターの製作、設置、撤去等に係る費用については、事業者の負担とする。
- ② 天井吊りのモニターについては、既に取り付けてある番号案内モニターと同様に取り付けることとし、アンカーボルト等で固定するほか、施設管理所管課の指示に従い、本体が落下しないよう安全に配慮すること。また、設置する際には、既存の設備・配線等を把握し、適切に設置すること。
- ③ 事業者の負担において、半年に1回以上の定期保守点検を行うこと。

- ④ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。
- ⑤ リモコン操作による音量調整及びタイマー設定が可能であること。
- ⑥ その他仕様の詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

6 広告等の放映

- (1) 放映時間は、開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日）の午前8時30分から、午後5時15分までとする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更することがある。
- (2) モニターにより放映する広告の内容については、「西条市広告掲載事業実施要綱」及び「西条市広告掲載事業実施基準」を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。
- (3) 事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、事前に本市の審査を受け、承認を受けなければならない。また、当該審査に必要な資料を、本市の指定する期日までに提出しなければならない。
- (4) 行政情報の放映については、来庁者の待ち時間（5～10分）を考慮した放映サイクルのうち、5分の1以上を占めることとし、詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

なお、行政情報枠の作成については、本市が提供した行政情報に基づき、事業者が行うものとする。
- (5) 災害情報等緊急情報の警告が必要なときは、随時放映できることとする。

7 広告モニターの設置許可

- (1) 事業者は、広告モニターの設置について、市長に対し行政財産の使用許可を申請し、許可を受けなければならない。
- (2) 行政財産の使用許可は、年度ごとに申請するものとし、許可を受けるにあたり、西条市行政財産の使用料徴収条例に基づく使用料を納付しなければならない。

8 必要経費

- (1) 事業者は、各種モニターの設置、撤去、運営及び維持管理に必要な経費並びに広告主の募集、広告の制作、放映、その他本事業の実施に要する費用の全てを負担すること。
- (2) 事業者は、本事業の実施に伴い、西条市行政財産の使用料徴収条例に基づく使用料とは別に、本市の指定した期日までに、広告料を納付すること。
- (3) 事業者は、電気使用料として、広告モニターの消費電力等に応じ算出した額を、本市の指定した期日までに納付すること。

9 その他

- (1) 事業者は、モニターが毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに、復旧等の適切な措置を取ること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。
- (2) 事業者は、使用許可の期間満了又は取消しによりモニターを撤去するときは、速やかに事業者の負担で原状回復をしなければならない。
- (3) 事業者は、モニターの設置及び広告の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、その都度、事業者と本市が協議して決定するものとする。

モニターを設置場所

西条市役所本庁舎1階平面図



※青字は平成28年4月に変更となった部分です。